

『丸三の総合取引 約款・規定集』の新旧対照表

下線部分変更

変更後	変更前
<p><u>約款・規定集 目次</u></p> <p>お客様の個人情報の取扱いについて ～プライバシー・ポリシー～ 最良執行方針 <u>金融サービス提供法に係る重要事項の説明書</u> 当社の勧誘方針 総合取引約款 保護預り約款 振替有価証券管理約款 ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 外国証券取引口座約款 国内外貨建て債券取引約款 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 特定管理口座約款 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(一般 NISA、つみたて NISA) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款(ジュニア NISA) <u>丸三口座振替サービス取扱約款</u> MARUSAN-NET 取扱規定 電子交付サービス取扱規定 リスク・手数料等説明ページのご案内</p> <p style="text-align: center;">お客様の個人情報の取扱いについて ～プライバシー・ポリシー～</p> <p style="text-align: right;">丸三証券株式会社 代表取締役社長 菊地 稔</p> <p>当社は、個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)に関しての取扱方針を以下のように定めます。</p>	<p><u>約款・規定集 目次</u></p> <p>1.お客様の個人情報の取扱いについて ～プライバシー・ポリシー～ 2.最良執行方針 3.重要事項の説明書 4.当社の勧誘方針 5.総合取引約款 6.保護預り約款 7.振替有価証券管理約款 8.ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 9.外国証券取引口座約款 10.国内外貨建て債券取引約款 11.特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款 12.特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 13.特定管理口座約款 14.非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款(一般 NISA、つみたて NISA) 15.未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款(ジュニア NISA) 16.MARUSAN-NET 取扱規定 17.電子交付サービス取扱規定 18.リスク・手数料等説明ページのご案内</p> <p style="text-align: center;">お客様の個人情報の取扱いについて ～プライバシー・ポリシー～</p> <p>当社は、個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)に関しての取扱方針を以下のように定めます。</p>

変更後	変更前
<p>1 関係法令の遵守について (変更なし)</p> <p>2 個人情報等の利用目的 当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、下記利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ<u>取り扱います</u>。 (1) ~ (11) (変更なし)</p> <p>3 機微情報の取扱い (変更なし)</p> <p>4 個人情報等の適正な取得 (変更なし)</p> <p>5 個人情報等の委託 (変更なし)</p> <p>6 安全管理措置 当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、<u>下記のとおり必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。</u></p> <p><u>(基本方針の策定)</u> <u>当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。</u></p> <p><u>(個人データの取扱いに係る規律の整備)</u> <u>当社は、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。</u></p> <p><u>(組織的安全管理措置)</u> <u>個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。</u> <u>個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。</u></p>	<p>1 関係法令の遵守について (省略)</p> <p>2 個人情報等の利用目的 当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、下記利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。 (1) ~ (11) (省略)</p> <p>3 機微情報の取扱い (省略)</p> <p>4 個人情報等の適正な取得 (省略)</p> <p>5 個人情報等の委託 (省略)</p> <p>6 安全管理措置 当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、<u>必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

変更後	変更前
<p><u>(人的安全管理措置)</u> <u>個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施しています。</u> <u>個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。</u></p> <p><u>(物理的安全管理措置)</u> <u>個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。</u> <u>個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。</u></p> <p><u>(技術的安全管理措置)</u> <u>アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。</u> <u>個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。</u></p> <p><u>(外的環境の把握)</u> <u>個人データを保管している外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。</u></p> <p>7 継続的改善 (変更なし)</p> <p>8 開示等のご請求手続き 当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、<u>第三者提供記録の開示等のお申出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。</u> なお、個人番号の保有の有無について開示のお申出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</p> <p>9 <u>お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き</u> <u>当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。</u> <u>また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下「相当措置」といいます。)を継続的に</u></p>	<p>7 継続的改善 (省略)</p> <p>8 開示等のご請求手続き 当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。 なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</p> <p>(新 設)</p>

変更後	変更前
<p>講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。</p> <p>① 当該第三者における体制整備の方法 ② 当該第三者が実施する相当措置の概要 ③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度 ④ 当該外国の名称 ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要 ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要 ⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要</p> <p>10 ご質問・ご意見・苦情等 (変更なし) 丸三証券株式会社 お客様相談室 東京都千代田区麹町 3-3-6 麹町フロントビル TEL 0120-03-1319 受付時間 平日 9:00 ~17:00 (祝日を除く)</p> <p>11 認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報、<u>仮名加工情報及び匿名加工情報</u>の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 個人情報相談室 TEL 03-6665-6784 (https://www.jsda.or.jp/)</p>	<p>(新 設)</p> <p>9 ご質問・ご意見・苦情等 (省 略) 丸三証券株式会社 お客様相談室 TEL 0120-03-1319 (受付時間 平日 9:00 ~17:00)</p> <p>10 認定個人情報保護団体 当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 個人情報相談室 TEL 03-6665-6784 (https://www.jsda.or.jp/)</p>
<p style="text-align: center;">最良執行方針</p> <p>(変更なし)</p> <p>2 最良の取引の条件で執行するための方法 (変更なし) ①(変更なし) (a)(変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">最良執行方針</p> <p>(省 略)</p> <p>2 最良の取引の条件で執行するための方法 (省 略) ①(省 略)</p>

変更後	変更前
<p>(b)複数の金融商品取引所に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所に取り次ぎます。 なお、選定基準は、当社ホームページ(https://www.marusan-sec.co.jp)で掲載するほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様には選定基準及び金融商品取引所をお伝えいたします。</p>	<p>(a)(省略) (b)複数の金融商品取引所に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所に取り次ぎます。 なお、選定基準は、当社ホームページ(https://www.marusan-sec.co.jp 又は https://www.O3trade.com)で掲載するほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様には選定基準及び金融商品取引所をお伝えいたします。</p>
<p>(以下、変更なし)</p>	<p>(以下、省略)</p>
<p style="text-align: center;">重要事項の説明書</p>	<p style="text-align: center;">重要事項の説明書</p>
<p>(変更なし)</p>	<p>(省略)</p>
<p style="text-align: center;">当社の勧誘方針</p>	<p style="text-align: center;">当社の勧誘方針</p>
<p>(変更なし)</p>	<p>(省略)</p>
<p style="text-align: center;">総合取引約款</p>	<p style="text-align: center;">総合取引約款</p>
<p>第1章 総合取引 第1条 (変更なし)</p>	<p>第1章 総合取引 第1条 (省略)</p>
<p>第2条 (変更なし) 1 (変更なし) ①～⑤ (変更なし) ⑥有価証券(外国証券を含む)、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実(以下本章において「<u>利金・分配金等</u>」といいます。)、償還金、売却代金又は解約代金のうち当社において支払われるものを第2章に定める累積投資口へ入金する取引</p>	<p>第2条 (省略) 1 (省略) ①～⑤ (省略) ⑥有価証券(外国証券を含む)、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実(以下本章において「<u>利金・分配金等</u>」といいます。)、償還金、売却代金又は解約代金のうち当社において支払われるものを第2章に定める累積投資口へ入金する取引</p>
<p>2 (変更なし) ① (変更なし) ②利金・分配金等のうち当社において外国通貨で支払われるものを第2章に定める外貨建MMF累積投資口へ入金する方法。(ただし、当社で取り扱う外貨建MMFの外国通貨に限ります。)</p>	<p>2 (省略) ① (省略) ②利金・分配金等のうち当社において外国通貨で支払われるものを第2章に定める外貨建MMF累積投資口へ入金する方法。(ただし、当社で取扱う外貨建MMFの外国通貨に限ります。)</p>
<p>(申込方法等)</p>	<p>(申込方法等)</p>
<p>第3条 (変更なし) 2 (変更なし)</p>	<p>第3条 (省略) 2 (省略)</p>

変更後	変更前
<p>3 お客様が、総合取引の申込みをされる場合には、第 5 章に定める振込先指定方式の利用をお申込みいただき、あらかじめ銀行預金口座等を届け出ていただきます。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第 4 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(届出印鑑)</p> <p>第 4 条の 2 お客様は総合取引開始時に印鑑をお届けしていただきます。ただし、すでにお届出がされている場合は、その印影が届出印鑑となりますので、改めて届け出ていただく必要はありません。</p> <p>第 2 章 累積投資取引</p> <p>第 5 条 (変更なし)</p> <p>(累積投資の申込方法)</p> <p>第 6 条 お客様は第 1 章に定めるところにより、各累積投資コース(以下「累投口」といいます。)ごとに契約を申し込むものとします。</p> <p>ただし、つぎの場合には当該累投口の契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。</p> <p>なお、外国証券にかかる累投口の申込みの場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座を設定している必要があります。</p> <p>①すでに他の累投口(財形貯蓄及びミリオンを除く。)において上記方法により申込みが行われ、契約が締結されている場合は、第 1 回目払込金の払込みをもって当該累投口(野村 MRF、ダイワ MRF を除く。)の契約の申込みが行われたものとし、</p> <p>②すでに総合取引を契約済のお客様が、第 2 条第 2 項の取引を行う目的で累投口の契約を締結する場合。</p> <p>なお、第 2 条第 2 項以外の取引で第 2 条第 1 項第⑥号の取引を行う目的で累投口の契約を締結する場合は、各累投口に係る累積投資約款に定めるところによります。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第 7 条 お客様は、有価証券の買付けにあてるため、随時その代金(以下「払込金」といいます。)をその累投口に払込むことができます。ただし、野村 MRF、ダイワ MRF、ミリオン、及び第 2 条第 1 項第⑥号の取引を除き、第 1 回目の払込金は、これを各累投口申込みのときに払込むものとします。</p> <p>なお、一部の累投口には、第 11 条に係る返還金による他のコースへの払込み(以下「乗換</p>	<p>3 お客様が、総合取引の申込みをされる場合には、第 5 章に定める振込先指定方式の利用をお申込みいただき、あらかじめ銀行預金口座等を届け出ていただきます。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第 4 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(届出印鑑)</p> <p>第 4 条の 2 お客様は総合取引開始時に印鑑をお届けしていただきます。ただし、すでにお届出がされている場合は、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。</p> <p>第 2 章 累積投資取引</p> <p>第 5 条 (省略)</p> <p>(累積投資の申込方法)</p> <p>第 6 条 お客様は第 1 章に定めるところにより、各累積投資コース(以下「累投口」といいます。)ごとに契約を申し込むものとします。</p> <p>ただし、つぎの場合には当該累投口の契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。</p> <p>なお、外国証券にかかる累投口の申込みの場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座を設定している必要があります。</p> <p>①すでに他の累投口(財形貯蓄およびミリオンを除く。)において上記方法により申込みが行われ、契約が締結されている場合は、第 1 回目払込金の払込みをもって当該累投口(野村 MRF、ダイワ MRF を除く。)の契約の申込みが行われたものとし、</p> <p>②すでに総合取引を契約済のお客様が、第 2 条第 2 項の取引を行う目的で累投口の契約を締結する場合。</p> <p>なお、第 2 条第 2 項以外の取引で第 2 条第 1 項第⑥号の取引を行う目的で累投口の契約を締結する場合は、各累投口に係る累積投資約款に定めるところによります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(金銭の払込)</p> <p>第 7 条 お客様は、有価証券の買付にあてるため、随時その代金(以下「払込金」といいます。)をその累投口に払込むことができます。ただし、野村 MRF、ダイワ MRF、ミリオン、および第 2 条第 1 項第⑥号の取引を除き、第 1 回目の払込金は、これを各累投口申込みのときに払込むものとします。</p> <p>なお、一部の累投口には、第 11 条に係る返還金による他のコースへの払込み(以下「乗換</p>

変更後	変更前
<p>え」といいます。)ができ、その内、乗換えに限る累投口もあります。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>第 8 条 (変更なし)</p> <p>(有価証券の保管)</p> <p>第 9 条 この契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。</p> <p>2 ~ 7 (変更なし)</p> <p>第 10 条 (変更なし)</p> <p>(有価証券又は金銭の返還)</p> <p>第 11 条 (変更なし)</p> <p>2 第 1 項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、当該請求に係る有価証券又は金銭を、届出印の押印された当社所定の証書と引換えに、取扱店においてお客様に返還いたします。</p> <p>ただし、当該累積投資約款の定めにより有価証券での返還ができない場合は、当該累積投資約款に記載された価額により各有価証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還にかえるものとします。</p> <p>3 ~ 5 (変更なし)</p> <p>第 12 条 ~ 第 16 条 (変更なし)</p> <p>第 3 章 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引 (本章の趣旨)</p> <p>第 17 条 本章は、お客様が当社に設定申込された累積投資取引口座(以下「取引口座」といいます。)で行われる累積投資受益権(以下「受益権」といいます。)の<u>買付・換金に関する取扱い</u>に関する取決めです。</p> <p>(<u>買付・換金に関する取扱いの申込み</u>)</p> <p>第 18 条 お客様がこの取扱いを希望する場合は、第 1 章に定める方法によりお申し込みいただき、所定の申込書に下記事項を記載の上、署名捺印して当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱いを開始できるものとします。</p> <p>①氏名 ②買付・換金対象受益権(当社が定めるものに限りです。) ③その他必要事項</p> <p>(買付)</p> <p>第 19 条 有価証券、その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、その支払いがあった時には本章に基づきお客様が指定した受益権の買付けのお申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、お申込みに基づき買付けを行います。</p> <p>2 お客様が、有価証券等の買付代金等のお支払の為に入金を行った場合、入金日から当該</p>	<p>換え」といいます。)ができ、その内、乗換えに限る累投口もあります。</p> <p>2 (省略)。</p> <p>第 8 条 (省略)</p> <p>(有価証券の保管)</p> <p>第 9 条 この契約によって買付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。</p> <p>2 ~ 7 (省略)</p> <p>第 10 条 (省略)</p> <p>(有価証券又は金銭の返還)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>2 第 1 項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、当該請求に係る有価証券又は金銭を、届出印の押なつされた当社所定の証書と引換えに、取扱店においてお客様に返還いたします。</p> <p>ただし、当該累積投資約款の定めにより有価証券での返還ができない場合は、当該累積投資約款に記載された価額により各有価証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還にかえるものとします。</p> <p>3 ~ 5 (省略)</p> <p>第 12 条 ~ 第 16 条 (省略)</p> <p>第 3 章 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引 (本章の趣旨)</p> <p>第 17 条 本章は、お客様が当社に設定申込された累積投資取引口座(以下「取引口座」といいます。)で行われる累積投資受益権(以下「受益権」といいます。)の<u>買付・換金に関する取扱</u>(以下「<u>取扱</u>」)に関する取決めです。</p> <p>(取扱の申込)</p> <p>第 18 条 お客様がこの取扱を希望する場合は、第 1 章に定める方法によりお申し込みいただき、所定の申込書に下記事項を記載の上、署名捺印して当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱を開始出来るものとします。</p> <p>①氏名 ②買付・換金対象受益権(当社が定めるものに限りです。) ③その他必要事項</p> <p>(買付)</p> <p>第 19 条 有価証券、その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、その支払いがあった時には本章に基づきお客様が指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、お申込みに基づき買付を行います。</p> <p>2 お客様が、有価証券等の買付代金等のお支払の為に入金を行った場合、入金日から当該</p>

変更後	変更前
<p>買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、当該入金をもって本章に基づきお客様が指定した受益権の買付けのお申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、当該入金額に基づき買付けを行います。</p> <p>(換金)</p> <p>第20条 当社は、お客様の有価証券等の買付けがあった場合、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合、若しくは、その他の理由により、翌営業日に不足金が生じることが見込まれる場合には、その不足分若しくは差額分の受益権の換金のお申込みがあったものとし、換金を行います。</p> <p>2 当社は、お客様の有価証券等の買付けがあった場合、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合、若しくは、その他の理由により、お客様の口座において現に不足金が生じた場合は、当該不足金の額をお客様がダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 8.に定める金銭の貸出し(MRF に質権の設定を受けて行うもの)によって借入ることができる金額を上回らない場合に限り、ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 8.に定める金銭の貸出しならびに MRF の換金及び代金の充当を行います。</p> <p>3 お客様の取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをすることがあります。</p> <p>第21条 ~ 第25条 (変更なし)</p> <p>第4章 国内外貨建債券取引 (本章の趣旨)</p> <p>第26条 本章は、お客様と当社との間で行う、国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金若しくは償還金が円貨で支払われることとされるものを含む。)をいう。以下同じ)の取引に関する取決めです。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>第27条 (変更なし) (国内外貨建債券に関する権利の処理)</p> <p>第28条 (変更なし)</p> <p>① ~ ② (変更なし)</p> <p>③ 転換社債型新株予約権付社債の転換行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。</p> <p>④ ~ ⑤ (変更なし)</p> <p>第29条 (変更なし)</p> <p>(外貨の受払い等)</p> <p>第30条 (変更なし)。 (金銭の授受)</p> <p>第31条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円</p>	<p>買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、当該入金を以って本章に基づきお客様が指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、当該入金額に基づき買付を行います。</p> <p>(換金)</p> <p>第20条 当社は、お客様の有価証券等の買付があった場合、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合、若しくは、その他の理由により、翌営業日に不足金が生じることが見込まれる場合には、その不足分若しくは差額分の受益権の換金のお申込みがあったものとし、換金を行います。</p> <p>2 当社は、お客様の有価証券等の買付があった場合、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合、若しくは、その他の理由により、お客様の口座において現に不足金が生じた場合は、当該不足金の額をお客様がダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 8.に定める金銭の貸出し(MRF に質権の設定を受けて行うもの)によって借入ることができる金額を上回らない場合に限り、ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款 8.に定める金銭の貸出ならびに MRF の換金および代金の充当を行います。</p> <p>3 お客様の取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをすることがあります。</p> <p>第21条 ~ 第25条 (省略)</p> <p>第4章 国内外貨建債券取引 (本章の趣旨)</p> <p>第26条 本章は、お客様と当社との間で行う、国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金若しくは償還金が円貨で支払われることとされるものを含む。)をいう。以下同じ)の取引に関する取決めです。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第27条 (省略) (国内外貨建債券に関する権利の処理)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>① ~ ② (省略)</p> <p>③ 転換権付社債の転換行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。</p> <p>④ ~ ⑤ (省略)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>(外貨の受け払い等)</p> <p>第30条 (省略) (金銭の授受)</p> <p>第31条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円</p>

変更後	変更前
<p>貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で授受又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。</p> <p>2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 28 条第①号から第④号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。</p> <p>(諸報告書等)</p> <p>第 32 条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あてに送付等を行う諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので<u>取り扱う</u>ことができるものとします。</p> <p>第 33 条 ~ 第 36 条 (変更なし)</p> <p>第 5 章 振込先指定方式 (振込先指定方式)</p> <p>第 37 条 振込先指定方式とは、お客様の当社における口座のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下本章において「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預貯金口座(以下「指定預貯金口座」といいます。)に<u>振り込む</u>方式をいいます。</p> <p>(指定預貯金口座の取扱い)</p> <p>第 38 条 指定預貯金口座の名義は、当社におけるお客様の口座名義と同一としてください。</p> <p>2 すでに当社に振込先指定の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取り扱わせていただきます。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>(指定預貯金口座の変更)</p> <p>第 39 条 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届け出ていただきます。</p> <p>2 変更申込み受付後の<u>取扱い</u>は、第 38 条に準じて行うものとします。</p> <p>(金銭の受渡精算方法の指示)</p> <p>第 40 条 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく<u>振込み</u>か、その他の受渡精算方法かを口頭、電話等でご指示いただきます。</p> <p>なお、上記のご指示を受けたとき当社は、お客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。</p> <p>2 利金等について、あらかじめ当社所定の手続きにより<u>振込み</u>を希望されている場合は、前項のご指示をいただかずに指定預貯金口座に<u>振り込み</u>ます。</p> <p>(受入れ書類等)</p> <p>第 41 条 前条に基づき<u>振込み</u>をする場合は、その都度当社所定の証書の<u>受入れ</u>は不要いたします。</p>	<p>貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で授受又は支払を希望する場合には、あらかじめ当社に申出るものとします。</p> <p>2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 28 条第①号から第④号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。</p> <p>(諸報告書等)</p> <p>第 32 条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あてに送付等を行う諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので<u>取扱う</u>ことができるものとします。</p> <p>第 33 条 ~ 第 36 条 (省略)</p> <p>第 5 章 振込先指定方式 (振込先指定方式)</p> <p>第 37 条 振込先指定方式とは、お客様の当社における口座のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下本章において「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預貯金口座(以下「指定預貯金口座」といいます。)に振り込む方式をいいます。</p> <p>(指定預貯金口座の取扱い)</p> <p>第 38 条 指定預貯金口座の名義は、当社におけるお客様の口座名義と同一としてください。</p> <p>2 すでに当社に振込先指定の預貯金口座をお届け出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取り扱わせていただきます。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(指定預貯金口座の変更)</p> <p>第 39 条 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届け出ていただきます。</p> <p>2 変更申込み受付後の<u>取扱</u>は、第 38 条に準じて行うものとします。</p> <p>(金銭の受渡精算方法の指示)</p> <p>第 40 条 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込か、その他の受渡精算方法かを口頭、電話等でご指示いただきます。</p> <p>なお、上記のご指示を受けたとき当社は、お客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。</p> <p>2 利金等について、あらかじめ当社所定の手続きにより振込を希望されている場合は、前項のご指示をいただかずに指定預貯金口座に振り込みます。</p> <p>(受入れ書類等)</p> <p>第 41 条 前条に基づき振込をする場合は、その都度当社所定の証書の受入は不要いたします。</p>

変更後	変更前
<p>(振込先預貯金口座の確認)</p> <p>第 42 条 当社は、利金等を除く金銭を指定預貯金口座へ振り込んだ場合は、取引残高報告書等に振込金額等を記載して送付しますので、その内容をご確認ください。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 43 条 振込みに係る手数料は、所定の額をお客様に負担していただくことがあります。</p> <p>(買付注文に係る決済代金の取扱い)</p> <p>第 44 条 有価証券の買付注文に係る決済代金(約定代金及び注文執行に係る手数料等)の全部又は一部の受入れがされず、決済期日において不足金が発生する場合は、お客様の計算において反対売買する措置又は当社でお預りしているお客様の有価証券を換金し当該代金を不足金に充当する措置、その他当社が相当と認める措置をとらせていただきます。</p> <p>(お預り金)</p> <p>第 45 条 当社は、円貨及び外貨にかかわらず、お客様からお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>第 6 章 雑 則</p> <p>(解約)</p> <p>第 46 条 この約款における各取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>② ～ ⑨ (変更なし)</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第 47 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている国債、一般債、投資信託受益権、上場投資信託受益権、株式、受益証券発行信託の受益権等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>第 48 条 当社はお預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等について調査及び通知はいたしません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 49 条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。</p> <p>①当社所定の証書等に押印された印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害。</p> <p>②当社が第 40 条により金銭を指定預貯金口座へ振り込んだ後に発生した損害。</p> <p>③所定の手続きにより返還のお申出がなかったため、又は印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害。</p> <p>④ ～ ⑤ (変更なし)</p>	<p>(振込先預貯金口座の確認)</p> <p>第 42 条 当社は、利金等を除く金銭を指定預貯金口座へ振込んだ場合は、取引残高報告書等に振込金額等を記載して送付しますので、その内容をご確認ください。</p> <p>(手数料)</p> <p>第 43 条 振込みに係る手数料は、所定の額をお客様に負担していただくことがあります。</p> <p>(買付注文に係る決済代金の取扱い)</p> <p>第 44 条 有価証券の買付注文に係る決済代金(約定代金及び注文執行に係る手数料等)の全部又は一部の受入れがされず、決済期日において不足金が発生する場合は、お客様の計算において反対売買する措置又は当社でお預りしているお客様の有価証券を換金し当該代金を不足金に充当する措置、その他当社が相当と認める措置をとらせていただきます。</p> <p>(お預り金)</p> <p>第 45 条 当社は、円貨及び外貨に係らず、お客様からお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>第 6 章 雑 則</p> <p>(解約)</p> <p>第 46 条 この約款における各取扱は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>② ～ ⑨ (省略)</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第 47 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債、一般債、投資信託受益権、上場投資信託受益権、振替株式、受益証券発行信託の受益権等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>第 48 条 当社はお預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等について調査及び通知はいたしません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 49 条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。</p> <p>①当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害。</p> <p>②当社が第 40 条により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害。</p> <p>③所定の手続により返還のお申出が無かったため、又は印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害。</p> <p>④ ～ ⑤ (省略)</p>

変更後	変更前
<p>⑥通信又は郵便の誤謬(ごびゅう)、遅延等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第 50 条 印章を失ったとき、又は印鑑、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、「内部者に関する届出」その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>2 ～ 3 (変更なし)</p> <p>第 51 条 (変更なし)</p>	<p>⑥通信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第 50 条 印章を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、「内部者に関する届出」その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の手続によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>2 ～ 3 (省 略)</p> <p>第 51 条 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(この約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>(保護預り証券)</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第3条 (変更なし)</p> <p>① ～ ② (変更なし)</p> <p>③保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。</p> <p>④ (変更なし)</p> <p>第4条 ～ 第6条 (変更なし)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第6条の2 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下「株券等」といいます。)に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>(この約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>(保護預り証券)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>① ～ ② (省 略)</p> <p>③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>第4条 ～ 第6条 (省 略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第6条の2 「総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</p> <p>2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下第 23 条を除き「株券等」といいます。)に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (省 略)</p>

変更後	変更前
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>① ～ ④ (変更なし)</p> <p>2 残高照合のための報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡ください。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>4 当社は、第2項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第10条 ～ 第13条 (変更なし)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第14条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載しお手続きください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 ～ 4 (変更なし)</p> <p>第15条 (変更なし)</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第16条 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある」と判断する場合、米国税務当局(IRS)における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u></p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>① ～ ④ (省略)</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかにお客様相談室に直接ご連絡ください。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第10条 ～ 第13条 (省略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第14条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の「お申込み内容の変更届」その他の書面に必要事項を記載しお手続きください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 ～ 4 (省略)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(新設)</p>

変更後	変更前
<p>https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdfに掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(1)米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 (2)米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 (3)FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</p> <p>(解 約) 第17条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ①お客様から解約のお申し出があった場合 ②～⑥ (変更なし)</p> <p>(解約時の取扱い) 第18条 (変更なし) (公示催告等の調査等の免除) 第19条 (変更なし) (緊急措置) 第19条の2 (変更なし) (免責事項) 第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ①当社が、当社所定の証書に押印された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合 ②当社が、当社所定の証書に押印された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合 ③～⑤ (変更なし)</p> <p>(この約款の変更) 第21条 (変更なし)</p>	<p>(解 約) 第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ①お客様から解約のお申し出があった場合 ②～⑥ (省 略)</p> <p>(解約時の取扱い) 第17条 (省 略) (公示催告等の調査等の免除) 第18条 (省 略) (緊急措置) 第18条の2 (省 略) (免責事項) 第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ①当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合 ②当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合 ③～⑤ (省 略)</p> <p>(この約款の変更) 第20条 (省 略)</p>
<p>振替有価証券管理約款</p> <p>(この約款の趣旨) 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う有価証券(以下「振替有価証券」といいます。)に係るお客様の口座を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。 2 この約款に記載する「振替機関」とは、振替法の定めるところにより、国債(以下「振替国債」</p>	<p>振替有価証券管理約款</p> <p>(この約款の趣旨) 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う有価証券(以下「振替有価証券」といいます。)に係るお客様の口座を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。 2 この約款に記載する「振替機関」とは、振替法の定めるところにより、国債(以下「振替国債」</p>

変更後	変更前
<p>といひます。)については日本銀行、一般債(以下「振替一般債」といひます。)、投資信託受益権(以下「振替投信」といひます。)、株式(以下「振替株式」といひます。)、新株予約権(以下「振替新株予約権」といひます。)、新株予約権付社債(以下「振替新株予約権付社債」といひます。)、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資(以下「振替優先出資」といひます。)、投資口(以下「振替投資口」といひます。)、新投資口予約権(以下「振替新投資口予約権」といひます。)及び受益証券発行信託受益権(以下「振替受益権」といひます。)(以下「振替株式」から「振替受益権」及び振替投信のうち株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といひます。)が定める株式等の振替制度により取り扱う上場投資信託受益権(以下「振替上場投信」といひます。)を総称して「振替株式等」といひます。)については機構とします。</p>	<p>といひます。)については日本銀行、一般債(以下「振替一般債」といひます。)、投資信託受益権(以下「振替投信」といひます。)、株式(以下「振替株式」といひます。)、新株予約権(以下「振替新株予約権」といひます。)、新株予約権付社債(以下「振替新株予約権付社債」といひます。)、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資(以下「振替優先出資」といひます。)、投資口(以下「振替投資口」といひます。)、新投資口予約権(以下「振替新投資口予約権」といひます。)及び受益証券発行信託受益権(以下「振替受益権」といひます。)(以下「振替株式」から「振替受益権」及び振替投信のうち株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といひます。)が定める株式等の振替制度により取り扱う上場投資信託受益権(以下「振替上場投信」といひます。)を総称して「振替株式等」といひます。)については機構とします。</p>
<p>3 (変更なし)</p>	<p>3 (省略)</p>
<p>(振替決済口座)</p>	<p>(振替決済口座)</p>
<p>第 2 条 (変更なし)</p>	<p>第 2 条 (省略)</p>
<p>2 振替決済口座には、振替法並びに振替機関が定めるところにより内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的物である振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」又は「質権欄」といひます。)と、それ以外の振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」又は「保有欄」といひます。)とを別に設けて開設します。</p>	<p>2 振替決済口座には、振替法並びに振替機関が定めるところにより内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的物である振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」又は「質権欄」といひます。)と、それ以外の振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」又は「保有欄」といひます。)とを別に設けて開設します。</p>
<p>3 (変更なし)</p>	<p>3 (省略)</p>
<p>(振替決済口座の開設)</p>	<p>(振替決済口座の開設)</p>
<p>第 3 条 (変更なし)</p>	<p>第 3 条 (省略)</p>
<p>2 当社は、お客様から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関の定める業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置並びに振替機関が定める振替機関の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p>	<p>2 当社は、お客様から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関の定める業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置並びに振替機関が定める振替機関の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p>
<p>(共通番号の届出)</p>	<p>(共通番号の届出)</p>
<p>第 3 条の 2 (変更なし)</p>	<p>第 3 条の 2 (省略)</p>
<p>(契約期間等)</p>	<p>(契約期間等)</p>
<p>第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。</p>	<p>第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとします。</p>
<p>2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続するものとします。なお、継続後も同様とします。</p>	<p>2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p>
<p>(当社への届出事項)</p>	<p>(当社への届出事項)</p>
<p>第 5 条 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p>	<p>第 5 条 「総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p>

変更後	変更前
<p>2 (変更なし) (加入者情報の取扱いに関する同意) 第 6 条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取り扱い</u>、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意) 第 6 条の 2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>(共通番号情報の取扱いに関する同意) 第 7 条 当社は、お客様の共通番号情報(氏名又は名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取り扱い</u>、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出) 第 8 条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等</u>のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知(以下第 41 条において「総株主通知等」といいます。)</u></p> <p>② <u>個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</u></p> <p>③ <u>株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求(第 28 条第 2 項に規定する書面交付請求をいいます。)</u></p> <p>(発行者に対する振替決済口座の所在の通知) 第 9 条 当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第 1 項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱い</u>ます。</p> <p>(振替制度で指定されない文字の取扱い) 第 10 条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度</p>	<p>2 (省略) (加入者情報の取扱いに関する同意) 第 6 条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取扱い</u>、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱い</u>ます。</p> <p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意) 第 6 条の 2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱い</u>ます。</p> <p>(共通番号情報の取扱いに関する同意) 第 7 条 当社は、お客様の共通番号情報(氏名又は名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより<u>取扱い</u>、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱い</u>ます。</p> <p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出) 第 8 条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱い</u>ます。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知(以下第 41 条において「総株主通知等」といいます。)</u>又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱い</u>ます。</p> <p>(発行者に対する振替決済口座の所在の通知) 第 9 条 当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第 1 項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取扱い</u>ます。</p> <p>(振替制度で指定されない文字の取扱い) 第 10 条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度</p>

変更後	変更前
<p>で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第 11 条 (変更なし)</p> <p>2 ~ 4 (変更なし)</p> <p>5 ① ~ ⑤ (変更なし)</p> <p>⑤ 第①号の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同号ホの振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権等の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者等の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項について当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第 12 条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、振替投信の場合で、当該他の口座管理機関において、お客様から振替のお申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替のお申出を受け付けられないことがあります。また、当社で振替有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座氏名。担保の設定の場合は加えて、保有口(保有欄)か質権口(質権欄)の別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。</p> <p>第 13 条 ~ 第 24 条 (変更なし)</p> <p>(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)</p> <p>第 25 条 1 ~ 2 (変更なし)</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p> <p>第 26 条 (変更なし) ~ 第 27 条の 2 (変更なし)</p> <p>(個別株主通知等の取扱い)</p> <p>第 28 条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p>	<p>で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>2 ① ~ ③ (省略)</p> <p>5 ① ~ ④ (省略)</p> <p>⑤ 第①号の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同号ホの振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権等の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者等の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第 12 条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、振替投信の場合で、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申出を受け付けられないことがあります。また、当社で振替有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座氏名。担保の設定の場合は加えて、保有口(保有欄)か質権口(質権欄)の別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。</p> <p>第 13 条 ~ 第 24 条 (省略)</p> <p>(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)</p> <p>第 25 条 1 ~ 2 (省略)</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p> <p>第 26 条 ~ 第 27 条の 2 (省略)</p> <p>(個別株主通知等の取扱い)</p> <p>第 28 条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p>

変更後	変更前
<p>2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p> <p>3 前項については、当社所定の手数料をいただく場合があります。</p> <p>(単元未満株式の買取請求等) 第 29 条 ~ 第 33 条 (変更なし)</p> <p>(配当金等に関する取扱い) 第 34 条 (変更なし)</p> <p>2 お客様は、当社を經由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式(以下「株式数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ~ ⑤ (変更なし)</p> <p>⑥ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと</p> <p>イ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ ~ ハ (変更なし)</p> <p>4 登録配当金等受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>第 35 条 ~ 第 40 条 (変更なし)</p> <p>(総株主通知等に係る処理) 第 41 条 1 ~ 3 (変更なし)</p> <p>4 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場</p>	<p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買取請求) 第 29 条 ~ 第 33 条 (省略)</p> <p>(配当金等に関する取扱い) 第 34 条 (省略)</p> <p>2 お客様は、当社を經由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ~ ⑤ (省略)</p> <p>⑥ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと</p> <p>イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ ~ ハ (省略)</p> <p>4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>第 35 条 ~ 第 40 条 (省略)</p> <p>(総株主通知等に係る処理) 第 41 条 1 ~ 3 (省略)</p> <p>4 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場</p>

変更後	変更前
<p>投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 42 条 1 ～ 3 (変更なし)</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。))に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第 43 条 (変更なし)</p> <p>(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>第 44 条</p> <p>1 (変更なし)</p> <p>2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>第 45 条 ～ 第 47 条 (変更なし)</p> <p>(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)</p> <p>第 48 条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第 49 条 (変更なし)</p> <p>(当社の連帯保証義務)</p>	<p>投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 42 条 1 ～ 3 (省略)</p> <p>4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。))に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第 43 条 (省略)</p> <p>(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>第 44 条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>第 45 条 ～ 第 47 条 (省略)</p> <p>(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)</p> <p>第 48 条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第 49 条 (省略)</p> <p>(当社の連帯保証義務)</p>

変更後	変更前
<p>第 50 条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条 第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 振替国債(分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除きます。)、振替一般債、振替投信又は振替株式等の振替<u>手続き</u>を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等の超過分(振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子、償還金及び利金、償還金、解約金、収益の分配金、振替受益権の受益債権に係る債務の支払をする義務</p> <p>② 分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債の振替<u>手続き</u>を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振替国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分(振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払をする義務</p> <p>③ (変更なし)</p> <p>(機構において取り扱う振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第 51 条 (変更なし)</p> <p>第 52 条 ~ 第 55 条 (変更なし)</p> <p>(機構非関与銘柄の振替の申請)</p> <p>第 56 条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。</p> <p>第 57 条 ~ 第 58 条 (変更なし)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 59 条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構</p>	<p>第 50 条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条 第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 振替国債(分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除きます。)、振替一般債、振替投信又は振替株式等の振替<u>手続</u>を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等の超過分(振替国債、振替一般債、振替投信又は振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子、償還金及び利金、償還金、解約金、収益の分配金、振替受益権の受益債権に係る債務の支払をする義務</p> <p>② 分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債の振替<u>手続</u>を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振替国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分(振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払をする義務</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(機構において取扱う振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第 51 条 (省 略)</p> <p>第 52 条 ~ 第 55 条 (省 略)</p> <p>(機構非関与銘柄の振替の申請)</p> <p>第 56 条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。</p> <p>第 57 条 ~ 第 58 条 (省 略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 59 条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構</p>

変更後

変更前

等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局(IRS)における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) ~ (3) (変更なし)

等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。

2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) ~ (3) (省略)

ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款

ダイワ MRF・野村 MRF 累積投資約款

1.(約款の趣旨)

この約款は、お客様と丸三証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、大和アセットマネジメント株式会社の発行するダイワ MRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益権(以下「ダイワ MRF」といいます。)、は、野村アセットマネジメント株式会社の発行する野村 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益権(以下「野村 MRF」といいます。)の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従ってダイワ MRF 累積投資契約、又は、野村 MRF 累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

1.(約款の趣旨)

この約款は、お客様と丸三証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、大和証券投資信託委託株式会社の発行するダイワ MRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益権(以下「ダイワ MRF」といいます。)、または、野村アセットマネジメント株式会社の発行する野村 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益権(以下「野村 MRF」といいます。)の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従ってダイワ MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資契約、または、野村 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

2.(契約の申込)

- (1) 契約のお申込みは、お客様が所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社の本・支店(以下「扱店」といいます。)に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、既に他の累積投資コース(財形貯蓄・ミリオンを除く)において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第一回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとして取り扱うものとします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちにダイワ MRF 累積投資口座、又は、野村 MRF 累積投資口座を設けます。また、取引印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。

2.(契約の申込)

- (1) 契約のお申込みは、お客様が所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社の本・支店(以下「扱店」といいます。)に提出することによって契約を申込みのものとしていたします。ただし、既に他の累積投資コース(財形貯蓄・ミリオンを除く)において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第一回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとして取扱うものとします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちにダイワ MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資口座、または、野村 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資口座を設けます。また、取引印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。

3.(取得の申込及び金銭の払込み)

- (1) お客様は、ダイワ MRF、又は、野村 MRF の取得にあてるため、1 回の払込みにつき 1 円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を当社に払い込み、取得の申込みを行うことができます。

3.(取得の申込及び金銭の払込)

- (1) お客様は、ダイワ MRF、または、野村 MRF の取得にあてるため、1 回の払込みにつき 1 円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を当社に払込み、取得の申込みを行うことができます。

変更後	変更前
<p>(2)お客様が有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金又は懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出が<u>ない</u>限り、その支払いがあったときに取得の申込みがあったものとします。</p> <p>(3)お客様が有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、特にお客様からのお申出が<u>ない</u>限り、総合取引約款 第3章 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引に基づき、ダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFの取得を行います。</p> <p>4.(取得時期・価額及び方法)</p> <p>(1)当社は、お客様から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、ダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFをお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。</p> <p>(2)前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。</p> <p>(3)申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFをお客様に代わって取得します。</p> <p>(4)取得されたダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFの所有権ならびにその元本、<u>又は</u>果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。</p> <p>5.(管理)</p> <p>(1)この契約によって取得されたダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFは、投資信託受益権振替決済口座管理約款に従い管理するものとします。</p> <p>(2)当社は、この契約により管理しているダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFの保管料を<u>頂く</u>ことがあります。</p> <p>6.(果実の再投資)</p> <p>(1)5.の管理にかかるダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でダイワMRF、<u>又は</u>、野村MRFをお客様に代わって取得します。</p> <p>(2)当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項(1)の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した</p>	<p>(2)お客様が有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金又は懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出が無い限り、その支払いがあったときに取得の申込みがあったものとします。</p> <p>(3)お客様が有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、特にお客様からのお申出が無い限り、総合取引約款 第3章 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引に基づき、ダイワMRF、または、野村MRFの取得を行います。</p> <p>4.(取得時期・価額及び方法)</p> <p>(1)当社は、お客様から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、ダイワMRF、または、野村MRFをお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。</p> <p>(2)前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。</p> <p>(3)申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項(1)および(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMRF、または、野村MRFをお客様に代わって取得します。</p> <p>(4)取得されたダイワMRF、または、野村MRFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。</p> <p>5.(管理)</p> <p>(1)この契約によって取得されたダイワMRF、または、野村MRFは、投資信託受益権振替決済口座管理約款に従い管理するものとします。</p> <p>(2)当社は、この契約により管理しているダイワMRF、または、野村MRFの保管料をいただくことがあります。</p> <p>6.(果実の再投資)</p> <p>(1)5.の管理にかかるダイワMRF、または、野村MRFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でダイワMRF、または、野村MRFをお客様に代わって取得します。</p> <p>(2)当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項(1)の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した</p>

変更後	変更前
<p>した計算日の基準価額により当該計算日の翌日に、<u>ダイワ MRF</u>、<u>又は</u>、<u>野村 MRF</u> をお客様に代わって取得します。</p> <p>7.(返還)</p> <p>(1) 当社は、お客様からダイワ MRF の返還の請求を正午以前に受け入れ申込日の受取りをお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受け入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取りをお申出されたときは翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。野村 MRF の返還の請求をお申出されたときは翌営業日を受渡日として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。</p> <p>(2) 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。</p> <p>(3) (1)の換金にかかるダイワ MRF、<u>又は</u>、野村 MRF についての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにお支払いいたしません。</p> <p>(4) 当社は、換金代金のお支払いにあたっては、お客様より所定の手続きによりお申出いただき、届出印の押印された所定の受領書を引換えに、その代金をお支払いいたします。</p> <p>8.(キャッシング)[即日引出]</p> <p>(1) お客様は、自己の所有するダイワ MRF、<u>又は</u>野村 MRF の返還を当社に請求することができます。この場合、当該返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、ダイワ MRF は当日正午を過ぎて返還の請求を行う日の当日に、<u>又は</u>、野村 MRF は返還の請求を行う日の当日に、受取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。</p> <p>①キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワ MRF、<u>又は</u>、野村 MRF の残高に基づき計算した返還可能金額、又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワ MRF、<u>又は</u>、野村 MRF を担保に、<u>金銭を貸し出す</u>ことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。</p> <p>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。返還可能金額＝解約口数×基準価額</p> <p>②前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応するダイワ MRF、<u>又は</u>、野村 MRF について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。</p> <p>③前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、第 1 号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出し金利として当社がもらいます。</p> <p>(解約される受益権に係るキャッシングの申込みがあった日の翌営業日の前日までの分配金－前日までの分配金)(A)－源泉税相当額 {(A)×(所得税率+住民税率)}</p> <p>(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。)</p>	<p>計算日の基準価額により当該計算日の翌日に、ダイワ MRF、または、野村 MRF をお客様に代わって取得します。</p> <p>7.(返還)</p> <p>(1) 当社は、お客様からダイワ MRF の返還の請求を正午以前に受け入れ申込日の受取りをお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受け入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取りをお申出されたときは翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。野村 MRF の返還の請求をお申出されたときは翌営業日を受渡日として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。</p> <p>(2) 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。</p> <p>(3) (1)の換金にかかるダイワ MRF、または、野村 MRF についての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにお支払いいたしません。</p> <p>(4) 当社は、換金代金のお支払いにあたっては、お客様より所定の手続きによりお申出いただき、届出印の押捺された所定の受領書を引換えに、その代金をお支払いいたします。</p> <p>8.(キャッシング)[即日引出]</p> <p>(1) お客様は、自己の所有するダイワ MRF、または野村 MRF の返還を当社に請求することが出来ます。この場合、当該返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、ダイワ MRF を当日正午を過ぎて返還の請求を行う日の当日に、または、野村 MRF を返還の請求を行う日の当日に、受取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。</p> <p>①キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワ MRF、または、野村 MRF の残高に基づき計算した返還可能金額、又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワ MRF、または、野村 MRF を担保に、<u>金銭を貸出す</u>ことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。</p> <p>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。返還可能金額＝解約口数×基準価額</p> <p>②前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応するダイワ MRF、または、野村 MRF について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。</p> <p>③前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、第 1 号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出し金利として当社がもらいます。</p> <p>(解約される受益権に係るキャッシングの申込みがあった日の翌営業日の前日までの分配金－前日までの分配金)(A)－源泉税相当額 {(A)×(所得税率+住民税率)}</p> <p>(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。)</p>

変更後	変更前
<p>④当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額(1 口=1 円)を下回ったときは、第 2 号の換金手続きに基づく金銭と第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。</p> <p>(2)前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押印された所定の受領書と引換えに、その代金をお支払いいたします。</p> <p>9.(解約)</p> <p>(1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>①お客様から解約の申出があったとき</p> <p>②当社がダイワ MRF、又は、野村 MRF の累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>③ダイワ MRF、又は、野村 MRF が償還されたとき</p> <p>(2)この契約が解約されたときは、当社は遅滞無く 7.に準じてお客様にダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いをいたします。</p> <p>10.(申込事項等の変更)</p> <p>(1)改名、転居並びに届出印の変更など申込事項に変更があったときには、お客様は所定の用紙によって遅滞無く当社に届出いただけます。</p> <p>(2)前項の届出があったときには、当社はお客様より、戸籍抄本・印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</p> <p>11.(その他)</p> <p>(1)当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(2)当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行った場合。</p> <p>②所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するために、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行わなかった場合。</p> <p>③天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の取得又は返還、もしくはその果実の支払いが遅滞した場合。</p> <p>(3)この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は命令、もしくはその他の事情により、その必要を生じたときには改定されることがあります。</p>	<p>④当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額(1 口=1 円)を下回ったときは、第 2 号の換金手続きに基づく金銭と第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。</p> <p>(2)前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、その代金をお支払いいたします。</p> <p>9.(解約)</p> <p>(1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。</p> <p>①お客様から解約の申出があったとき</p> <p>②当社がダイワ MRF、または、野村 MRF の累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>③ダイワ MRF、または、野村 MRF が償還されたとき</p> <p>(2)この契約が解約されたときは、当社は遅滞無く 7.に準じてお客様にダイワ MRF、または、野村 MRF の返還及びその果実の支払いをいたします。</p> <p>10.(申込事項等の変更)</p> <p>(1)改名、転居並びに届出印の変更など申込事項に変更があったときには、お客様は所定の用紙によって遅滞無く当社に届出いただけます。</p> <p>(2)前項の届出があったときには、当社はお客様より、戸籍抄本・印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</p> <p>11.(その他)</p> <p>(1)当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(2)当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づくダイワ MRF、または、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行った場合。</p> <p>②所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために、この契約に基づくダイワ MRF、または、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行わなかった場合。</p> <p>③天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくダイワ MRF、または、野村 MRF の取得又は返還、もしくはその果実の支払いが遅滞した場合。</p> <p>(3)この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は命令、もしくはその他の事情により、その必要を生じたときには改定されることがあります。</p>
<p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (変更なし)</p> <p>(企業内容等の開示)</p> <p>第 3 条の 2 当社で取り扱う外国証券は、募集・売出し等の届出が行われた場合等一部を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。</p>	<p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (省 略)</p> <p>(企業内容等の開示)</p> <p>第 3 条の 2 当社で取扱う外国証券は、募集・売出し等の届出が行われた場合等一部を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。</p>

変更後	変更前
<p>第 2 章 外国証券の国内委託取引 第 4 条 ～ 第 6 条 (変更なし) (配当等の処理) 第 7 条 (1) ～ (2) (変更なし) a (変更なし) b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1 株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金は株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。 (3) ～ (4) (変更なし) 2 ～ 4 (変更なし) 5 第 1 項各号に規定する配当等の支払手続きにおいて、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。 6 ～ 7 (変更なし) (新株予約権等その他の権利の処理) 第 8 条 (1) ～ (2) (変更なし) (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1 株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金は株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。 (4) ～ (6) (変更なし) 第 9 条 ～ 第 11 条 (変更なし) 第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募取扱い 第 12 条 ～ 第 14 条 (変更なし) (外国証券の保管、権利及び名義) 第 15 条 (1) ～ (7) (変更なし) (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定</p>	<p>第 2 章 外国証券の国内委託取引 第 4 条 ～ 第 6 条 (省略) (配当等の処理) 第 7 条 (1) ～ (2) (省略) a (省略) b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1 株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。 (3) ～ (4) (省略) 2 ～ 4 (省略) 5 第 1 項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。 6 ～ 7 (省略) (新株予約権等その他の権利の処理) 第 8 条 (1) ～ (2) (省略) (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1 株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。 (4) ～ (6) (省略) 第 9 条 ～ 第 11 条 (省略) 第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募取扱い 第 12 条 ～ 第 14 条 (省略) (外国証券の保管、権利及び名義) 第 15 条 (1) ～ (7) (省略) (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定</p>

変更後	変更前
<p>の<u>手続き</u>を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。</p>	<p>の<u>手続</u>を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。</p>
<p>(9) ~ (10) (変更なし)</p>	<p>(9) ~ (10) (省略)</p>
<p>第 16 条 (変更なし)</p>	<p>第 16 条 (省略)</p>
<p>(外国証券に関する権利の処理)</p>	<p>(外国証券に関する権利の処理)</p>
<p>第 17 条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。</p>	<p>第 17 条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。</p>
<p>(1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払<u>手続き</u>において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</p>	<p>(1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払<u>手続</u>において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</p>
<p>(2) ~ (6) (変更なし)</p>	<p>(2) ~ (6) (省略)</p>
<p>(7) 第 1 号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の<u>手続き</u>については、当社が代わってこれを行うことがあります。</p>	<p>(7) 第 1 号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の<u>手続</u>については、当社が代わってこれを行うことがあります。</p>
<p>第 18 条 ~ 第 22 条 (変更なし)</p>	<p>第 18 条 ~ 第 22 条 (省略)</p>
<p>第 4 章 雑 則</p>	<p>第 4 章 雑 則</p>
<p>第 23 条 ~ 第 24 条の 2 (変更なし)</p>	<p>第 23 条 ~ 第 24 条の 2 (省略)</p>
<p>(届出事項の変更届出)</p>	<p>(届出事項の変更届出)</p>
<p>第 25 条 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の<u>手続き</u>により当社に届け出るものとします。</p>	<p>第 25 条 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の<u>手続</u>により当社に届け出るものとします。</p>
<p>第 26 条 ~ 第 28 条 (変更なし)</p>	<p>第 26 条 ~ 第 28 条 (省略)</p>
<p>(契約の解除)</p>	<p>(契約の解除)</p>
<p>第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p>	<p>第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p>
<p>(1) 申込者が当社に対し解約の<u>申出</u>をしたとき</p>	<p>(1) 申込者が当社に対し解約の<u>申し出</u>をしたとき</p>
<p>(2) ~ (6) (変更なし)</p>	<p>(2) ~ (6) (省略)</p>
<p>2 (変更なし)</p>	<p>2 (省略)</p>

変更後	変更前
<p>(免責事項)</p> <p>第 30 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の<u>手続き</u>等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2)電信又は郵便の誤謬(ごびゅう)、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>第 31 条 ~ 第 32 条 (変更なし)</p> <p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第 33 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の<u>手続き</u>を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該<u>手続き</u>に係る委任を受けた者</p> <p>(2)預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の<u>手続き</u>を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該<u>手続き</u>に係る委任を受けた者</p> <p>(3)外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」といいます。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</p> <p>(4)外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事<u>手続き</u>に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p>2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、<u>外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)</u>上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局(IRS)における課税執行のため、申込者の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第 30 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の<u>手続</u>等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2)電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>第 31 条 ~ 第 32 条 (省 略)</p> <p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第 33 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の<u>手続</u>を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該<u>手続</u>に係る委任を受けた者</p> <p>(2)預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の<u>手続</u>を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関またはこれらの者から当該<u>手続</u>に係る委任を受けた者</p> <p>(3)外国証券または預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令または金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」といいます。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関または当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</p> <p>(4)外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事<u>手続</u>に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関</p> <p>(新 設)</p>

変更後	変更前
<p>番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(1)米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p> <p>(2)米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p> <p>(3)FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)</p>	
<p style="text-align: center;">国内外貨建債券取引約款</p> <p>第 1 条 ~ 第 7 条 (変更なし)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 8 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2)電信又は郵便の誤謬(ごびゅう)、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>第 9 条 (変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">国内外貨建債券取引約款</p> <p>第 1 条 ~ 第 7 条 (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 8 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2)電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>第 9 条 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じです。)の譲渡及び租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定される特定口座において処理した金融商品取引法第 161 条の 2 第 1 項の規定による信用取引(以下「信用取引」といいます。)による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該</p>	<p style="text-align: center;">特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じです。)の譲渡および租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定される特定口座において処理した金融商品取引法第 161 条の 2 第 1 項の規定による信用取引(以下「信用取引」といいます。)による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該</p>

変更後	変更前
<p>上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限る。)に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)及び信用取引による上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条11の3第3項第2号及び第3号に規定される要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限る。)に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)および信用取引による上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条11の3第3項第2号および第3号に規定される要件ならびに当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>第2条～第5条 (変更なし)</p>	<p>第2条～第5条 (省略)</p>
<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p>	<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p>
<p>第6条</p>	<p>第6条</p>
<p>①～⑪ (変更なし)</p>	<p>①～⑪ (省略)</p>
<p>⑫お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配(当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。)により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>⑫お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配(当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。)により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>
<p>⑬お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>⑬お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>
<p>⑭お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権若しくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第84条第2項第1号から第4号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>⑭お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権若しくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第84条第2項第1号から第4号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>
<p>⑮お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>⑮お客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受け入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>
<p>⑯ (変更なし)</p>	<p>⑯ (省略)</p>
<p>⑰生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式</p>	<p>⑰生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式</p>

変更後	変更前
<p>で、その株式の上場等の際にその割当てを受ける株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ<u>受け入れられるもの</u></p> <p>⑱ ～ ⑲ (変更なし)</p> <p>第 7 条 ～ 第 9 条 (変更なし)</p> <p>(相続又は遺贈等による特定口座への受入れ)</p> <p>第 10 条 当社は、第 6 条(特定口座に<u>受け入れる</u>上場株式等の範囲)第⑤号、第⑥号又は第⑨号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項まで若しくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の 5 に定めるところにより行います。</p> <p>第 11 条 ～ 第 13 条 (変更なし)</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第 14 条 お客様が特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引及び上場株式等の信用取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。</p> <p>第 15 条 ～ 第 17 条 (変更なし)</p>	<p>で、その株式の上場等の際にその割当てを受ける株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受入れられるもの</p> <p>⑱ ～ ⑲ (省略)</p> <p>第 7 条 ～ 第 9 条 (省略)</p> <p>(相続又は遺贈等による特定口座への受入れ)</p> <p>第 10 条 当社は、第 6 条(特定口座に受入れられる上場株式等の範囲)第⑤号、第⑥号又は第⑨号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項まで若しくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の 5 に定めるところにより行います。</p> <p>第 11 条 ～ 第 13 条 (省略)</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第 14 条 お客様が特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引および上場株式等の信用取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。</p> <p>第 15 条 ～ 第 17 条 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款</p> <p>第 1 条 (変更なし)</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 2 条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、)のみを受け入れます。</p> <p>① ～ ④ (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>第 3 条 ～ 第 8 条 (変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第 2 条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、)のみを受入れます。</p> <p>① ～ ④ (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 3 条 ～ 第 8 条 (省略)</p>

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>(約款の趣旨) 第 1 条 (変更なし)</p> <p>(特定管理口座の開設) 第 2 条 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を<u>申し込む</u>に当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>(特定管理口座における保管の委託等) 第 3 条 (変更なし)</p> <p>(譲渡の方法) 第 4 条 1 (変更なし) 2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。 3 (変更なし)</p> <p>(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知) 第 5 条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第 6 条 (変更なし)</p> <p>(契約の解除) 第 7 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① (変更なし) ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ③ (変更なし) 2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p>(合意管轄) 第 8 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在</p>	<p style="text-align: center;">特定管理口座約款</p> <p>(約款の趣旨) 第 1 条 (省略)</p> <p>(特定管理口座の開設) 第 2 条 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申し込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>(特定管理口座における保管の委託等) 第 3 条 (省略)</p> <p>(譲渡の方法) 第 4 条 1 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。 3 (省略)</p> <p>(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知) 第 5 条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>第 6 条 (省略)</p> <p>(契約の解除) 第 7 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① (省略) ② お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき ③ (省略) 2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出しまたは価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p> <p>(合意管轄) 第 8 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所</p>

変更後	変更前
<p>地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 (約款の変更) 第 9 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 (一般 NISA、つみたて NISA)</p> <p>(約款の趣旨) 第1条 (変更なし) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 24 項において準用する租税特別措置法第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (以下、省略) 2 ～ 6 (変更なし)</p> <p>第3条 ～ 第7条 (変更なし)</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条 (変更なし) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① ～ ③ (変更なし)</p>	<p>在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。 (約款の変更) 第 9 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 (一般 NISA、つみたて NISA)</p> <p>(約款の趣旨) 第1条 (省略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 24 項において準用する租税特別措置法第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (以下、省略) 2 ～ 6 (省略)</p> <p>第3条 ～ 第7条 (省略)</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条 (省略) 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① ～ ③ (省略)</p>

変更後	変更前
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2</p> <p>1 (変更なし)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① ~ ② (変更なし)</p> <p>第9条 ~ 第16条 (変更なし)</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (変更なし)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において <u>18</u>歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>第4条 ~ 第9条 (変更なし)</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第10条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① ~ ② (省略)</p> <p>第9条 ~ 第16条 (省略)</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。))は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において <u>20</u>歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。))の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第4条 ~ 第9条 (省略)</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第10条 第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>

変更後	変更前
<p>第 11 条 (変更なし)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 12 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p> <p>第 3 章 課税未成年者口座の管理 第 13 条 ~ 第 19 条 (変更なし)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章(第 15 条及び第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱いません。</p> <p>第 4 章 口座への入出金 第 21 条 (変更なし)</p> <p>第 5 章 代理人による取引の届出 第 22 条 ~ 第 23 条 (変更なし)</p> <p>第 6 章 その他の通則 第 24 条 ~ 第 30 条 (変更なし)</p>	<p>第 11 条 (省略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 12 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>第 3 章 課税未成年者口座の管理 第 13 条 ~ 第 19 条 (省略)</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章(第 15 条及び第 19 条を除く)の適用があるものとして取り扱いません。</p> <p>第 4 章 口座への入出金 第 21 条 (省略)</p> <p>第 5 章 代理人による取引の届出 第 22 条 ~ 第 23 条 (省略)</p> <p>第 6 章 その他の通則 第 24 条 ~ 第 30 条 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">丸三口座振替サービス取扱約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、丸三証券株式会社(以下「当社」と言います。)と、当社が指定する提携銀行(以下「提携銀行」と言います。)が提供する丸三口座振替サービス(以下「本サービス」と言います。)に関する当社とお客様との間の取決めです。</p> <p>2 お客様がご利用になる本サービスに関する権利・義務は、丸三口座振替サービス取扱</p>	<p style="text-align: center;">丸三口座振替サービス取扱約款</p> <p style="text-align: center;">丸三口座振替サービス約款は、今回新たに追加した約款です。</p>

変更後	変更前
<p><u>約款(以下「本約款」と言います。)に別段の定めがある場合を除き、提携銀行の本サービスに関する規程のほか、当社約款・規定集に基づき取り扱います。</u></p> <p><u>(本サービスの内容)</u></p> <p><u>第2条 お客様は本サービスを利用して、提携銀行のお客様の預金口座から有価証券の買付代金等を引き落とし、当社のお客様口座に入金することができます。</u></p> <p><u>2 本サービスを利用するには、当社に対して都度引き落とし金額をご指示いただきます。</u></p> <p><u>(本サービスの利用申込み)</u></p> <p><u>第3条 お客様が次の(1)から(3)までのすべてを満たしている場合に、当社が定める方法により本サービスの利用申込みができます。</u></p> <p><u>(1)当社約款・規定集の内容をご理解のうえ、当社に証券総合口座を開設されていること</u></p> <p><u>(2)提携銀行に当社の証券総合口座名義と同一名義の、所定の預金口座を開設されていること</u></p> <p><u>(3)本約款の内容を理解され、お客様の責任においてご利用いただけること</u></p> <p><u>2 お申込みから手続き完了まで3週間程度かかることがあります。</u></p> <p><u>(本サービスの利用要領)</u></p> <p><u>第4条 お客様の本サービスのご利用は、以下(1)から(7)の要領で行っていただきます。</u></p> <p><u>(1)本サービスは当社営業日の所定の時間内に限り利用できます。</u></p> <p><u>(2)本サービスはお客様からご指示があった場合に限り実行しますので、都度お取引営業店へご指示下さい。MARUSAN-NET ご利用のお客様はMARUSAN-NET からご指示頂くこともできます。</u></p> <p><u>(3)ご指示を頂いた後の取消し、変更等はできません。</u></p> <p><u>(4)お引き落とし日はご指示をいただいた日の当日とします。先日付の引き落とし指示はできません。</u></p> <p><u>(5)お引き落とし指示金額をお引き落としのご指示より前に、所定の提携銀行口座にご入金下さい。なお1日あたり所定の上限額を定めています。</u></p> <p><u>(6)お引き落としの結果につきましては、お引き落とし後最初に発行する取引残高報告書に記載しますので記載内容をご覧ください。</u></p> <p><u>(7)万一、提携銀行口座の残高不足等によりお引き落としできなかった場合は、当社の案内に従い入金等の対応をしていただきます。</u></p> <p><u>(利用手数料)</u></p> <p><u>第5条 本サービスの利用手数料は無料です。</u></p> <p><u>(サービス内容等の変更)</u></p> <p><u>第6条 当社はあらかじめお客様に通知することなく、本サービスのサービス内容等を変更することがあります。</u></p> <p><u>2 当社の判断により、すべてのお客様に対して本サービスの一部又は全部を終了することがあります。</u></p> <p><u>(届出の変更等)</u></p> <p><u>第7条 お客様の氏名、住所、提携銀行口座その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当社所定の書面によりお取引営業店宛に届け出るものとします。</u></p>	

変更後	変更前
<p>(本サービスの停止)</p> <p>第 8 条 当社は、次のいずれかの事由によりお客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。</p> <p>(1)機器の保守・点検</p> <p>(2)その他、当社又は提携銀行が必要であると認めた場合</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第 9 条 次に掲げるいずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。</p> <p>(1)お客様が、所定の方法により本サービスの解約を申し出られた場合</p> <p>(2)当社約款・規定集に基づき証券総合口座が解約された場合</p> <p>(3)本サービスをご利用頂くことが不相当であると当社が判断した場合</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 10 条 次に掲げる事項により生じた損害について当社はその責を負いません。</p> <p>(1)やむを得ぬ事情による本サービスの提供中止・中断により生じた損害</p> <p>(2)通信機器、回線、コンピュータ等のシステム障害により生じた損害</p> <p>(3)お客様の過失により生じた損害</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第 11 条 本約款は法令改正等、必要が生じた場合に改定することがあります。その場合、改定後の本約款の内容や改定の効力発生時期等は店頭掲示、当社ホームページその他相当の方法により開示致します。</p> <p>(個人データの第三者提供の同意)</p> <p>第 12 条 本サービスの利用にあたりお客様名義の確認のため、当社が株式会社日本カードネット及び提携銀行にお客様の個人データを提供することに同意するものとします。</p>	
<p style="text-align: center;">MARUSAN-NET 取扱規定</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (規定の趣旨)</p> <p>この規定は、お客様が丸三証券株式会社(以下「当社」といいます)の MARUSAN-NET (以下「本サービス」といいます)を利用して行う、当社が取り扱う商品の注文(以下「注文」といいます)の受付、その他これに付随するサービス、本システムにて提供される証券情報サービス(以下「本情報サービス」といいます)等の利用に関する取決めです。(以下「本規定」といいます)</p> <p>第 2 条 (本サービスの利用)</p> <p>1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本システムのご利用に関する契約(以下、「本契約」といいます)は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。</p> <p>(1) 当社が別途定める総合取引口座を設定されていること。(法人は除きます。)</p>	<p style="text-align: center;">MARUSAN-NET 取扱規定</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (規定の趣旨)</p> <p>この規定は、お客様が丸三証券株式会社(以下「当社」といいます)の MARUSAN-NET (以下「本サービス」といいます)を利用して行う、当社が取り扱う商品の注文(以下「注文」といいます)の受付、その他これに付随するサービス、本システムにて提供される証券情報サービス(以下「本情報サービス」といいます)等の利用に関する取決めです。(以下「本規定」といいます)</p> <p>第 2 条 (本サービスの利用)</p> <p>1 次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本システムのご利用に関する契約(以下、「本契約」といいます)は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。</p> <p>(1) 当社が別途定める総合取引口座を設定されていること。(法人は除きます。)</p>

変更後	変更前
<p>(2)お客様が当社所定の申込書により申し込み、当社が承諾し所定の手続きが完了した場合。</p> <p>(3) お客様が本サービスを利用するのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ本システムを利用するのに必要なネットワーク回線・通信回線及びその他の通信手段がご利用可能であること。</p> <p>(4) 原則、お客様が日本国内に居住されている個人の方であること。又は、内国法人であること。</p> <p>2 本サービスでの取引は、当社があらかじめ通知した ID 及びパスワードとお客様の入力された ID 及びパスワード等が一致した場合のみご利用することができます。</p> <p>3 本サービスで提供可能なサービスは使用する通信用の機器、ソフト等により異なる場合があります。当社ホームページで公開しておりますのでご参照ください。</p> <p>4 閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできず、本情報サービスのみご利用することができます。</p> <p>5 18歳未満のお客様及びご家族代理運用サービスをご利用のお客様は、照会コースのみご利用可能です。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことはできず、本情報サービスのみご利用することができます。また、電子交付サービス取扱規定第3条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス(電子交付サービス)を利用することはできません。</p> <p>第3条 (ID及びパスワードの発行)</p> <p>1 本サービスのご利用にあたり、当社はお客様に ID 及びパスワードをあらかじめ発行します。お客様の取引注文の際にはこの ID 及びパスワードが必要となります。</p> <p>2 ID 及びパスワードを貸与、譲渡等、第三者への提供は禁止とします。(18歳未満のお客様の親権者等及びご家族代理運用サービスの口座管理人を除きます。)</p> <p>3 ID 及びパスワードの管理はお客様の責任において行うものとし、盗難、盗聴等により ID 及びパスワードが漏洩し使用された取引注文にかかる損害について当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>4 当社社員は、いかなる場合においてもお客様にパスワードをお聞きすることはございません。</p> <p>5 本サービスを利用されている18歳未満のお客様が成人を迎えた場合には、お客様ご本人により、すみやかにパスワードの変更を行っていただきます。</p> <p>第4条 (法令諸規則の遵守)</p> <p>本サービスのご利用にあたっては、金融商品取引法、その他の関係法令、日本証券業協会及び金融商品取引所等の諸規則(以下法令諸規則という)ならびに総合口座取引約款等を遵守するものとします。</p> <p>第5条 (自己責任の原則) (変更なし)</p> <p>第6条 (利用時間) (変更なし)</p>	<p>(2)お客様が当社所定の申込書により申し込み、当社が承諾し所定の手続きが完了した場合。</p> <p>(3)お客様が本サービスを利用するのに必要な通信機器およびその他のシステム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ本システムを利用するのに必要なネットワーク回線・通信回線およびその他の通信手段がご利用可能であること。</p> <p>(4)原則、お客様が日本国内に居住されている個人の方であること。または、内国法人であること。</p> <p>2 本サービスでの取引は、当社があらかじめ通知した ID およびパスワードとお客様の入力された ID およびパスワード等が一致した場合のみご利用することができます。</p> <p>3 本サービスで提供可能なサービスは使用する通信用の機器、ソフト等により異なる場合があります。当社ホームページで公開しておりますのでご参照ください。</p> <p>4 閲覧専用コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことは出来ず、本情報サービスのみご利用することができます。</p> <p>5 20歳未満のお客様およびご家族代理運用サービスをご利用のお客様は、照会コースのみご利用可能です。照会コースを選択されたお客様は、本サービスを利用した注文を行うことは出来ず、本情報サービスのみご利用することができます。また、電子交付サービス取扱規定第3条に定める書面を紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービス(電子交付サービス)を利用することはできません。</p> <p>第3条 (IDおよびパスワードの発行)</p> <p>1 本サービスのご利用にあたり、当社はお客様に ID およびパスワードをあらかじめ発行します。お客様の取引注文の際にはこの ID およびパスワードが必要となります。</p> <p>2 ID およびパスワードを貸与、譲渡等、第三者への提供は禁止とします。(18歳未満のお客様の親権者等およびご家族代理運用サービスの口座管理人を除きます。)</p> <p>3 ID およびパスワードの管理はお客様の責任において行うものとし、盗難、盗聴等により ID およびパスワードが漏洩し使用された取引注文にかかる損害について当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>4 当社社員は、いかなる場合においてもお客様にパスワードをお聞きすることはございません。</p> <p>5 本サービスを利用されている20歳未満のお客様が成人を迎えた場合には、お客様ご本人により、すみやかにパスワードの変更を行っていただきます。</p> <p>第4条 (法令諸規則の遵守)</p> <p>本サービスのご利用にあたっては、金融商品取引法、その他の関係法令、日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則(以下法令諸規則という)ならびに総合口座取引約款等を遵守するものとします。</p> <p>第5条 (自己責任の原則) (省略)</p> <p>第6条 (利用時間) (省略)</p>

変更後	変更前
<p>第 2 章 取引注文</p> <p>第 7 条 (取引の種類)</p> <p>お客様が、本サービスを利用して注文のできる商品及び取引の種類は、当社が別途定める種類とします。</p> <p>第 8 条 (取扱銘柄)</p> <p>お客様が本サービスを利用して注文のできる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄については、当社が定める銘柄を事前の通知なく変更することがあります。</p> <p>第 9 条 (売付又は買付可能な数量・金額の範囲)</p> <p>1 お客様が本サービスを利用して売付を委託できる数量は、当社がお客様からお預かりしている数量及び買付約定が成立している数量の範囲内とします。</p> <p>2 お客様が本サービスを利用して買付を委託できる数量は、当社が定める買付可能金額の範囲内とします。</p> <p>第 10 条 (手数料)</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 11 条 (注文の有効期限)</p> <p>お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が注文を受け付けた時以降、法令諸規則及び商品の約款等に従い、期限の指定をしない場合は最初に取引が可能となる日 (以下「執行日」といいます) 1 日限りとします。(当社が注文を受け付けた当日に取引が可能であればその当日限りとなります。)ただし、当社の注文画面でのお客様の選択により、有効期限は執行日を含む 7 営業日の範囲内で指定できるものとします。</p> <p>第 12 条 (注文の受付)</p> <p>1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、注文内容を入力後、お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点で注文受付とさせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様の委託された取引注文の内容が、第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の定める事項のいずれかに反している場合は、当該注文の受け付けを行いません。</p> <p>第 13 条 (注文の取消、訂正)</p> <p>1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の取消は、未約定の注文に限り本サービスを利用して行えるものとします。ただし、当社が定める時間内に限るものとします。</p> <p>2 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の訂正を行う場合は、訂正しようとする取引注文をいったん取消した後、新たに訂正後の新注文を入力してください。又は、当社が指定する画面における訂正機能にて訂正して下さい。</p> <p>3 本サービスを利用して行われた取引注文の取消、訂正は、お取引の本支店でもお受けいたします。</p> <p>第 14 条 (注文の執行)</p> <p>1 お客様が本サービスを利用した注文は、第 11 条に定める執行日において注文内容を確認後、可及的速やかに執行します。</p> <p>2 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、予めお客様に通知することなく、当該注文を執行いたしません。なお、本条に従い、取引注文を執行しないことによ</p>	<p>第 2 章 取引注文</p> <p>第 7 条 (取引の種類)</p> <p>お客様が、本サービスを利用して注文のできる商品および取引の種類は、当社が別途定める種類とします。</p> <p>第 8 条 (取扱銘柄)</p> <p>お客様が本サービスを利用して注文のできる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄については、当社が定める銘柄を事前の通知なく変更することがあります。</p> <p>第 9 条 (売付または買付可能な数量・金額の範囲)</p> <p>お客様が本サービスを利用して売付を委託できる数量は、当社がお客様からお預かりしている数量および買付約定が成立している数量の範囲内とします。</p> <p>お客様が本サービスを利用して買付を委託できる数量は、当社が定める買付可能金額の範囲内とします。</p> <p>第 10 条 (手数料)</p> <p>(省略)</p> <p>第 11 条 (注文の有効期限)</p> <p>お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が注文を受け付けた時以降、法令諸規則および商品の約款等に従い、期限の指定をしない場合は最初に取引が可能となる日 (以下「執行日」といいます) 1 日限りとします。(当社が注文を受け付けた当日に取引が可能であればその当日限りとなります。)ただし、当社の注文画面でのお客様の選択により、有効期限を執行日を含む 7 営業日の範囲内で指定できるものとします。</p> <p>第 12 条 (注文の受付)</p> <p>お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、注文内容を入力後、お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点で注文受付とさせていただきます。</p> <p>当社は、お客様の委託された取引注文の内容が、第 4 条、第 7 条、第 8 条および第 9 条の定める事項のいずれかに反している場合は、当該注文の受け付けを行いません。</p> <p>第 13 条 (注文の取消、訂正)</p> <p>1 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の取消は、未約定の注文に限り本サービスを利用して行えるものとします。ただし、当社が定める時間内に限るものとします。</p> <p>2 お客様が本サービスを利用して委託された取引注文の訂正を行う場合は、訂正しようとする取引注文をいったん取消を行った後、新たに訂正後の新注文を入力してください。または、当社が指定する画面における訂正機能にて訂正して下さい。</p> <p>3 本サービスを利用して行われた取引注文の取消、訂正は、お取引の本支店でもお受けいたします。</p> <p>第 14 条 (注文の執行)</p> <p>1 お客様が本サービスを利用した注文は、第 11 条に定める執行日において注文内容を確認後、可及的速やかに執行します。</p> <p>2 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、予めお客様に通知することなく、当該注文を執行いたしません。なお、本条に従い、取引注文を執行しないことによ</p>

変更後	変更前
<p>り生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>(1) 受付けた注文が執行するまでに法令諸規則等の違反及び本規定に定める事項のいずれかに反することになった場合。</p> <p>(2) 買付注文については、注文執行時において当該買付概算金額が、お客様の買付可能金額を超える場合。</p> <p>(3) お客様の委託された指値注文が、金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。</p> <p>(4) 売付注文については、当社がお客様よりお預かりしている数量を超える場合。</p> <p>(5) お客様の委託された注文の内容が、公正な株価形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。</p> <p>(6) その他、取引の健全性等に照らし、不相当と当社が判断した場合。</p> <p>3 本システムを利用して行う取引注文において、お客様が注文入力後、確認の入力をし、その入力内容を当社が受信し注文を執行した場合において、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったとみなします。また、これにより生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>第 15 条（注文の照会） （変更なし）</p> <p>第 16 条（電話による注文等） （変更なし）</p> <p>第 17 条（取引内容の確認） （変更なし）</p> <p>第 3 章 情報サービスの内容</p> <p>第 18 条（情報サービスの利用）</p> <p>1 当社は、本サービスにて、当社が定める方法によって「株価情報」等の証券情報サービス（ただし、第 19 条に規定する有料情報を除きます）を提供します。本サービスをご利用されるお客様に限り本情報サービスをご利用になれるものとします。</p> <p>2 本情報サービスにて提供される情報の種類・内容等は、当社が定めるものとします。また、これらは、予め通知することなく変更又は中止することがあります。</p> <p>3 本情報サービスにて提供する情報は、当社に関する情報のほか、証券投資等に関する情報提供を目的としたものであり、証券投資につき、勧誘を目的としたものではありません。本サービスにて提供される情報は、当社が信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、その正確さを保証するものではなく、記載された情報を使用することにより被った損害を補償するものではありません。</p> <p>第 19 条（有料情報） （変更なし）</p> <p>第 20 条（禁止事項）</p> <p>1 お客様は、本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為をできないものとします。</p> <p>(1) 本情報サービスの情報（複写又は独自に加工したものを含む）を営業に利用すること。</p>	<p>り生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>(1) 受付けた注文が執行するまでに法令諸規則等の違反および本規定に定める事項のいずれかに反することになった場合。</p> <p>(2) 買付注文については、注文執行時において当該買付概算金額が、お客様の買付可能金額を超える場合。</p> <p>(3) お客様の委託された指値注文が、金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。</p> <p>(4) 売却注文については、当社がお客様よりお預かりしている数量を超える場合。</p> <p>(5) お客様の委託された注文の内容が、公正な株価形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。</p> <p>(6) その他、取引の健全性等に照らし、不相当と当社が判断した場合。</p> <p>3 本システムを利用して行う取引注文において、お客様が注文入力後、確認の入力をし、その入力内容を当社が受信し注文を執行した場合において、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったとみなします。また、これにより生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>第 15 条（注文の照会） （省略）</p> <p>第 16 条（電話による注文等） （省略）</p> <p>第 17 条（取引内容の確認） （省略）</p> <p>第 3 章 情報サービスの内容</p> <p>第 18 条（情報サービスの利用）</p> <p>1 当社は、本サービスにて、当社が定める方法によって「株価情報」等の証券情報サービス（但し、第 19 条に規定する有料情報を除きます）を提供します。本サービスをご利用されるお客様に限り本情報サービスをご利用になれるものとします。</p> <p>2 本情報サービスにて提供される情報の種類・内容等は、当社が定めるものとします。また、これらは、予め通知することなく変更又は中止することがあります。</p> <p>3 本情報サービスにて提供する情報は、当社に関する情報のほか、証券投資等に関する情報提供を目的としたものであり、証券投資につき、勧誘を目的としたものではありません。当サービスにて提供される情報は、当社が信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、その正確さを保証するものではなく、記載された情報を使用することにより被った損害を補償するものではありません。</p> <p>第 19 条（有料情報） （省略）</p> <p>第 20 条（禁止事項）</p> <p>1 お客様は、本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為をできないものとします。</p> <p>(1) 本情報サービスの情報（複写又は独自に加工したものを含む）を営業に利用すること。</p>

変更後	変更前
<p>(2) 本情報サービスの情報を第三者に提供し、使用させること。 (3) お客様のID <u>及び</u>パスワードを第三者の利用に供すること。 (4) その他本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資の用に供さない目的に利用すること。</p> <p>2 ~ 3 (変更なし)</p>	<p>(2) 本情報サービスの情報を第三者に提供し、使用させること。 (3) お客様のID およびパスワードを第三者の利用に供すること。 (4) その他本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資の用に供さない目的に利用すること。</p> <p>2 ~ 3 (省略)</p>
<p>第 4 章 MARUSAN-NET での信用取引の取扱い</p> <p>第 21 条 (信用取引の利用)</p> <p>信用取引口座の開設は、以下の条件を満たすものとします。</p> <p>1 ~ 3 (変更なし)</p> <p>4 取引残高報告書の回答書をご提出いただけること。<u>ただし</u>、取引残高報告書が電子交付される場合は、交付後、速やかに閲覧いただけること。</p> <p>第 22 条 (取引の種類等)</p> <p>お客様が MARUSAN-NET を利用して信用取引注文を行える商品、取引の種類<u>及び</u>銘柄は、当社が定めるものとします。</p> <p>第 23 条 (新規建て可能額)</p> <p>(変更なし)</p> <p>第 24 条 (委託保証金の額・委託保証金率)</p> <p>1 信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。なお、MARUSAN-NET で信用取引を行う場合の委託保証金は、前もって差し入れいただく前受け制とします。</p> <p>2 信用取引の委託保証金率は当社が定めるものとします。</p> <p>3 委託保証金の額<u>及び</u>委託保証金率は、金融商品取引所の規制等<u>又は</u>当社独自の判断により変更することがあります。</p> <p>4 委託保証金が、当社の定める委託保証金必要額を下回っている場合、又は当社の定める委託保証金率を下回っている場合は、委託保証金の引出し<u>及び</u>新規建玉はできないものとします。</p> <p>第 25 条 (委託保証金維持率・追加保証金)</p> <p>1 信用取引の委託保証金維持率<u>及び</u>その計算方法は当社が定めるものとします。</p> <p>2 委託保証金が当社の定める委託保証金維持率を下回った場合、お客様は翌々営業日の正午までに当社の定める計算に基づく追加保証金を差入れるものとします。<u>又は</u>、建玉の返済をするものとします。</p> <p>3 委託保証金維持率、追加保証金必要額の計算方法は、当社が定める計算方法とします。</p> <p>4 前項 2. に定める所定の日時までに追加保証金の差入れがない場合、<u>又は</u>建玉の返済が無い場合、当社はお客様に通知することなく、随時お客様の計算において、建玉<u>及び</u>お預りしている有価証券を任意に処分し、それを債務の弁済に充当できるものとします。</p> <p>5 前項 4. における弁済の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。</p>	<p>第 4 章 MARUSAN-NET での信用取引の取扱い</p> <p>第 21 条 (信用取引の利用)</p> <p>信用取引口座の開設は、以下の条件を満たすものとします。</p> <p>1 ~ 3 (省略)</p> <p>4 取引残高報告書の回答書をご提出いただけること。<u>但し</u>、取引残高報告書が電子交付される場合は、交付後、速やかに閲覧いただけること。</p> <p>第 22 条 (取引の種類等)</p> <p>お客様が MARUSAN-NET を利用して信用取引注文を行える商品、取引の種類および銘柄は、当社が定めるものとします。</p> <p>第 23 条 (新規建て可能額)</p> <p>(省略)</p> <p>第 24 条 (委託保証金の額・委託保証金率)</p> <p>1 信用取引を行う場合の委託保証金は当社が定めることとします。なお、MARUSAN-NET で信用取引を行う場合の委託保証金は、前もって差し入れいただく前受け制とします。</p> <p>2 信用取引の委託保証金率は当社が定めるものとします。</p> <p>3 委託保証金の額および委託保証金率は、金融商品取引所の規制等または当社独自の判断により変更することがあります。</p> <p>4 委託保証金が、当社の定める委託保証金必要額を下回っている場合、又は当社の定める委託保証金率を下回っている場合は、委託保証金の引出しおよび新規建玉はできないものとします。</p> <p>第 25 条 (委託保証金維持率・追加保証金)</p> <p>1 信用取引の委託保証金維持率およびその計算方法は当社が定めるものとします。</p> <p>2 委託保証金が当社の定める委託保証金維持率を下回った場合、お客様は翌々営業日の正午までに当社の定める計算に基づく追加保証金を差入れるものとします。または、建玉の返済をするものとします。</p> <p>3 委託保証金維持率、追加保証金必要額の計算方法は、当社が定める計算方法とします。</p> <p>4 前項 2. に定める所定の日時までに追加保証金の差入れがない場合、または建玉の返済が無い場合、当社はお客様に通知することなく、随時お客様の計算において、建玉およびお預りしている有価証券を任意に処分し、それを債務の弁済に充当できるものとします。</p> <p>5 前項 4. における弁済の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。</p>

変更後	変更前
<p>第 26 条 (信用期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、信用建玉は法令諸規則で定める所定の日までに必ず反対売買もしくは現引き・現渡しを行うものとします。 前項 1. にかかわらず、お客様が所定の日までに決済を行わなかった場合は、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算において信用建玉を任意に反対売買できるものとします。 前項 2. の結果債務が発生した場合、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算においてお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求することができるものとします。 <p>第 27 条 (信用取引に係る諸経費) (変更なし)</p> <p>第 28 条 (信用取引金利) (変更なし)</p> <p>第 29 条 (信用取引利用の制限・禁止・解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 取引残高報告書に添付されている「回答書」を受け入れできない場合、又は電子交付された取引残高報告書を速やかに閲覧されない場合は、当社は信用取引の利用を制限することができるものとし、その利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。 お客様が法令諸規則、総合取引約款、本規定及び信用取引口座設定約諾書等に定める事項に違反した場合、当社は直ちに信用取引の利用を禁止又は信用取引口座の解除をすることができるものとします。 前項 2. に該当した場合、お客様は期限の利益を喪失いたします。 前項 3. に該当した場合、第 25 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用します。 <p>第 5 章 雑 則</p> <p>第 30 条 (免責事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。 (1)本サービスの利用に関し、お客様の ID 及びパスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、本サービスによるパスワード等の一致を確認して行った取引。 (2)通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、不能、誤動作又はその他一切の不具合により発生した損害。 (3)本規定第 14 条により注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害又は逸失利益。 (4)本規定第 14 条第 2 項による注文の不執行。 (5)天変地異、政変、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等不可抗力と認められる事由による、取引注文の執行、金銭の授受又は有価証券の預託の手続き等の遅延、又は 	<p>第 26 条 (信用期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様は、信用建玉は法令諸規則で定める所定の日までに必ず反対売買もしくは現引・現渡しを行うものとします。 前項 1. にかかわらず、お客様が所定の日までに決済を行わなかった場合は、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算において信用建玉を任意に反対売買できるものとします。 前項 2. の結果債務が発生した場合、当社はお客様に連絡することなくお客様の計算においてお客様のために占有する金銭および有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払をお客様に対し請求することができるものとします。 <p>第 27 条 (信用取引に係る諸経費) (省 略)</p> <p>第 28 条 (信用取引金利) (省 略)</p> <p>第 29 条 (信用取引利用の制限・禁止・解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 取引残高報告書に添付されている「回答書」を受入れできない場合、または電子交付された取引残高報告書を速やかに閲覧されない場合は、当社は信用取引の利用を制限することができるものとし、その利用制限を起因とする場合の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。 お客様が法令諸規則、総合取引約款、本規定および信用取引口座設定約諾書等に定める事項に違反した場合、当社は直ちに信用取引の利用を禁止または信用取引口座の解除をすることができるものとします。 前項 2. に該当した場合、お客様は期限の利益を喪失いたします。 前項 3. に該当した場合、第 25 条第 2 項、第 4 項および第 5 項の規定を準用します。 <p>第 5 章 雑 則</p> <p>第 30 条 (免責事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。 (1)本サービスの利用に関し、お客様の ID およびパスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、本サービスによるパスワード等の一致を確認して行った取引。 (2)通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合により発生した損害。 (3)本規定第 14 条により注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害または逸失利益。 (4)本規定第 14 条第 2 項による注文の不執行。 (5)天変地異、政変、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等不可抗力と認められる事由による、取引注文の執行、金銭の授受又は有価証券の預託の手続き等の遅延、又は

変更後	変更前
<p>不能。</p> <p>(6)本情報サービスの誤謬(ごびゅう)、欠缺(けんけつ)、又はその他一切の不完全性。</p> <p>(7)本情報サービス情報伝達の遅延又は不能。</p> <p>(8)やむを得ない事由による本サービスの提供の中止又は中断、もしくは内容等の変更により生じた損害。</p> <p>(9)お客様が本サービスにより取引注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等が行えなかった場合。</p> <p>(10)その他当社の責に帰することができない事由。</p> <p>2 本サービスの利用に関し、第2条第1項3号にて定める通信機器もしくはその他のシステム機器又は通信回線・ネットワーク回線もしくはその他の通信手段に、当社の故意又は重大なる過失によらない障害又は瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務又は解決する義務を負わないものとします。</p> <p>3 本情報サービスにおいて提供される情報について、その内容の正確性、完全性又は適時性を保証するものではありません。したがって、本情報サービスにおいて提供される情報にお客様が依存した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害等の他一切の損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>4 当社は、お客様が本情報サービスをご利用になったことにより生じた、又はご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他の損害のいずれかについても一切の責任を負いません。</p> <p>5 本サービスにより提供する情報内容につき金融商品取引所等が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している、もしくは阻害するおそれがあると判断し、提供する情報内容の全部もしくは一部の変更又は中止を行った場合、そのために生じた損害等。</p> <p>第31条(契約の解約)</p> <p>当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解約します。</p> <p>1 お客様(法人を除く)が総合取引口座を解約したとき</p> <p>2 お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、利用中止を申告されたとき。第2条第1項各号の一部又は全部についてお客様が該当しないこととなったとき</p> <p>3 お客様が法令諸規則、総合取引約款及び本規定等のいずれかの事項に違反したとき</p> <p>4 お客様が本サービスを利用することが不適当と当社が判断したとき</p> <p>5 やむを得ない事由により、当社が利用中止を申し出たとき</p> <p>6 お客様が海外に長期出張、転居により非居住者となったとき(ただし、当社所定の手続きをされた場合を除く。)</p> <p>7 お客様が本規定の変更にご同意いただけないとき</p> <p>第32条(利用料、情報料)</p> <p>(変更なし)</p> <p>第33条(サービス内容の変更)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>不能。</p> <p>(6)本情報サービスの誤謬、欠缺、又はその他一切の不完全性。</p> <p>(7)本情報サービス情報伝達の遅延又は不能。</p> <p>(8)やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害。</p> <p>(9)お客様が本サービスにより取引注文の取消等を申し込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等が行えなかった場合。</p> <p>(10)その他当社の責に帰することができない事由。</p> <p>2 本サービスの利用に関し、第2条第1項3号にて定める通信機器もしくはその他のシステム機器または通信回線・ネットワーク回線もしくはその他の通信手段に、当社の故意または重大なる過失によらない障害または瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務または解決する義務を負わないものとします。</p> <p>3 本情報サービスにおいて提供される情報について、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではありません。したがって、本情報サービスにおいて提供される情報にお客様が依存した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害等の他一切の損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>4 当社は、お客様が本情報サービスをご利用になったことにより生じた、またはご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的またはその他の損害のいずれかについても一切の責任を負いません。</p> <p>5 本サービスにより提供する情報内容につき金融商品取引所等が公正な価格形成または円滑な流通を阻害している、もしくは阻害する恐れがあると判断し、提供する情報内容の全部もしくは一部の変更または中止を行った場合、そのために生じた損害等。</p> <p>第31条(契約の解約)</p> <p>当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解約します。</p> <p>1 お客様(法人を除く)が総合取引口座を解約したとき</p> <p>2 お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、利用中止を申告されたとき。第2条第1項各号の一部または全部についてお客様が該当しないこととなったとき</p> <p>3 お客様が法令諸規則、総合取引約款および本規定等のいずれかの事項に違反したとき</p> <p>4 お客様が本サービスを利用することが不適当と当社が判断したとき</p> <p>5 やむを得ない事由により、当社が利用中止を申し出たとき</p> <p>6 お客様が海外に長期出張、転居により非居住者となったとき(ただし、当社所定の手続きをされた場合を除く。)</p> <p>7 お客様が本規定の変更にご同意いただけないとき</p> <p>第32条(利用料、情報料)</p> <p>(省略)</p> <p>第33条(サービス内容の変更)</p> <p>(省略)</p>

変更後	変更前
<p>第 34 条（サービスの一部又は全部停止）</p> <p>1 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に予め通知することなく証券取引を含む本サービスの提供を一部又は全部停止することがあります。また、その間お客様は停止されている当該サービスをご利用になれません。</p> <p>(1)本サービスの緊急点検の必要性又はその他の理由が発生した場合。</p> <p>(2)お客様にお届いただいた住所又はメールアドレスに当社より送付した郵便物又は電子メールが不着となった場合。</p> <p>(3)他の口座ですでに利用されているメールアドレス又はパスワードをお客様が登録された場合であって、当社が必要と認めた場合。</p> <p>(4)その他当社が必要と定める場合。</p> <p>2 ～ 4（変更なし）</p> <p>第 35 条（届出事項の変更） （変更なし）</p> <p>第 36 条（準拠法・合意管轄） （変更なし）</p> <p>第 37 条（他の規定、約款の適用）</p> <p>この規定に定める事項の他については、総合取引約款、保護預り約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、信用取引口座設定約諾書及び各取扱商品に定められた規定、約款等により取り扱います。</p> <p>第 38 条（規定の変更） （変更なし）</p>	<p>第 34 条（サービスの一部または全部停止）</p> <p>1 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に予め通知することなく証券取引を含む本サービスの提供を一部または全部停止することがあります。また、その間お客様は停止されている当該サービスをご利用になれません。</p> <p>(1)本サービスの緊急点検の必要性又はその他の理由が発生した場合。</p> <p>(2)お客様にお届いただいた住所またはメールアドレスに当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合。</p> <p>(3)他の口座ですでに利用されているメールアドレスまたはパスワードをお客様が登録された場合であって、当社が必要と認めた場合。</p> <p>(4)その他当社が必要と定める場合。</p> <p>2 ～ 4（省略）</p> <p>第 35 条（届出事項の変更） （省略）</p> <p>第 36 条（準拠法・合意管轄） （省略）</p> <p>第 37 条（他の規定、約款の適用）</p> <p>この規定に定める事項の他については、総合取引約款、保護預り約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款、特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、信用取引口座設定約諾書及び各取扱商品ごとに定められた規定、約款等により取扱います。</p> <p>第 38 条（規定の変更） （省略）</p>
<p style="text-align: center;">電子交付サービス取扱規定</p> <p>第 1 条（規定の趣旨）</p> <p>この規定は、丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付することが義務付けられている書面のうち、第 3 条に規定する書面（以下「対象書面」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的方法により交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決めです。</p> <p>第 2 条 ～ 第 7 条（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">電子交付サービス取扱規定</p> <p>第 1 条（規定の趣旨）</p> <p>この規定は、丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様へ交付することが義務付けられている書面のうち、第 3 条に規定する書面（以下「対象書面」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的方法により交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決めです。</p> <p>なお、「マルサントレード」をご利用のお客様は以下の各条において「MARUSAN-NET」を「マルサントレード」に読み替えることとします。</p> <p>第 2 条 ～ 第 7 条（省略）</p>

変更後	変更前
<p>第 8 条（免責事項） 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1)（変更なし） (2)（変更なし）</p> <p>第 9 条（変更なし）</p> <p>第 10 条（他の規定、約款の適用） この規定に定める事項の他については、総合取引約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款等お客様に適用される約款、規定、契約により取り扱います。</p> <p>第 11 条（変更なし）</p>	<p>第 8 条（免責事項） 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害についてはその責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1)（省略） (2)（省略）</p> <p>第 9 条（省略）</p> <p>第 10 条（他の規定、約款の適用） この規定に定める事項の他については、総合取引約款、振替有価証券管理約款、外国証券取引口座約款等お客様に適用される約款、規定、契約により取扱います。</p> <p>第 11 条（省略）</p>

以 上